政 策 会 議 報 告 書

平成27年4月7日

報告者 経営企画部長

件 名	平成27年度補助金等審査委員会基本方針について		
要旨	平成27年度補助金等審査委員会基本方針について 所沢市補助金等審査委員会要綱により、市が交付する補助金、交付金、負担金などの補助金等のうち、審査の対象となる補助金等については、補助金等審査委員会の審査を経ることになります。このことから、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算に計上予定の補助金等の審査に向けて、「平成27年度補助金等審査委員会基本方針」を定めました。 審査の対象となる補助金等については、この基本方針に沿って審査を実施しますので、遺漏のないよう審査の手続きをお願いします。なお、予算に計上予定がない又は増額とならない補助金等であっても、更新(要綱切れ)・要綱改正・財源内訳変更の際には、審査の対象となりますのでご注意ください。 ※基本方針は庁内ネットワークドライブに掲載します。 ◇前年度の基本方針からの主な変更点 ・新規の補助金等については、補助内容を具体的に規定した要綱等を制定し、3年以下の有効期限を設定することを明記した。また更新の場合も有効期限を設定することを明記した。 ・要綱等の制定及び改正の際に、文書行政課及び経営企画課に合議することを明記した。 ・所沢市補助金等審査委員会審査同書の様式を変更した。		
所管名	経営企画部 経営企画課	電話番号	04-2998-9027

- ※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。
- ※ 報告書(関係資料を除く)のデータもメールで送付してください。